

複合サービス会員の二次被害

(注)

Q 1週間前に、すでに退会済みの複合サービス(レジャークラブ)会費が滞納になっていると電話がありました。「退会済み」と言ったところ「退会証明書が発行されていないため会員リストに名前が残っている」と言われました。後日会って話を聞いたところ「退会するには会費と延滞金で300万円掛かるが、うちのクラブに入会してくれたら解約の手続きを代行する。その代わりに100万円の指輪を購入して欲しい」と言われ契約しました。しかし落ち着いて考えてみると退会手続きは済んでいるはずだし、今回契約した会社は、レジャークラブ会社とは別の会社であるのも不信に感じるのですが、

A 「未納会費がある」、「会員権を解約してあげる」などの口実で呼びだし、代金を請求したり、新たな契約を結ばせる二次被害の相談が寄せられています。この事例はアポイントメントセールスに当たり、特定商取引法の規制対象になるので、契約書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフすることができます。突然の電話に驚き、勧誘者の言われるままに高額な契約を結んでしまいがちですが、このような不審な電話が掛かってきた場合には

- 業者の説明をうのみにしない、事実を確認する
- 身に覚えのない請求は安易に支払わない
- 新たな契約を結ばされたらクーリング・オフを利用する
- 早めに消費生活センターに相談する

(注) 複合サービス会員とは旅行やイベント、ブランド品が安く購入できる、参加できる会員サービスの販売のこと

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



ごみを減らす3つのR



ごみの排出量は、わたしたちの生活が豊かになるにつれて増加してきました。焼却処理などによって減量化はされるものの、現在日本の最終処分場(埋め立て地)の許容量は限界にきています。こういった状況に対処するため、普段から3つのRを意識して生活することが大切です。

Reduce...ごみそのものを減らす

必要ないものは買わない(もらわない)、買い物には自らバックを持参する、過剰包装は断る、長く愛用できるものを選んで買うなど、ごみの量を減らす生活を心掛けましょう。

Reuse...使えるものは繰り返し使う

古着をおさがりとして利用する、いらないものはバザーやフリーマーケットに出す、修理が可能なものは直して使うなど、不要になったものもすぐには捨てずに、繰り返し使うよう心掛けましょう。

Recycle...ごみを資源として再び利用する

最終的にごみとして捨てられてしまうものの中にも、再び資源として利用できるものがたくさんあります。限りある資源を大切にすることも、分別回収に進んで協力するようにしましょう。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

消防・防災・防犯 暮らしの安全 知 得 情 報



住宅火災から大切な命を守るために

普段から火の元に気を配ることは大切ですが、それでも火災を完全に防ぐことは難しいのが現状です。

住宅火災では繊維製品が着火物となって火災にいたるケースが多く、繊維製品を燃え広がらない防災品にすることが有効な火災対策と考えられます。

住宅火災の予防策として使用することが推奨されている「防災品ラベル」および「防災製品ラベル」が付いている防災品を活用しましょう。

また、主な防災品として、次の種類があります。

「防災物品」…カーテン、じゅうたん、

布製ブラインドなど

「防災製品」…かっぱう着、エプロン、アームカバー、寝具類(掛・敷布団、シーツなど)、布張家具、自転車・オートバイのボディカバーなど

◆住宅用防災機器等移動展示会

市消防本部では、住宅防火対策の重要性を理解していただくため、下記の場所で展示会を開催し、住宅用スプリンクラー設備、住宅用火災警報器、防災製品などを展示しています。

- ・10月上旬 大栄支所
- ・10月下旬 下総支所
- ・11月 ユアエルム成田店

※くわしくは消防本部予防課(☎20-1591)へ。

皆さんは、家庭で火災の危険を身近に感じたことはありますか？

家の中のさまざまなところに火災の危険性は潜んでいます。料理中にガスコンロの火が衣類に燃え移ったり、たばこの火の不始末が原因で布団などに着火したり…。